

農山漁村新規ビジネス創出人材育成・確保事業
訓練生受入農業法人等募集要領

1 目的

農山漁村新規ビジネス創出人材育成・確保事業は、農山漁村地域で地域資源を活用した新商品開発、販路の開拓、農家民宿やレストラン等の新規ビジネスを創出していくため、農山漁村における新規ビジネスへの就業希望者に対し、6次産業化に取り組む農業法人等（法人形態で農業や6次産業化に取り組む者）において実践的な訓練を実施することで新規ビジネス創出を担う人材として育成し、農山漁村地域への定着を図ることを目的とします。

2 人材育成の方法等

(1) 人材育成の方法

雇用による6次産業化部門の事業拡大を計画する農業法人等の中から訓練生を受け入れる候補となる農業法人等（以下「受入候補農業法人等」）を概ね3者選定したのち、受入候補農業法人等毎の訓練内容等を明示したうえで、別途県が指定する訓練生1名（桑名市在住）と各受入候補農業法人等とのマッチングを行い、受入農業法人等（1者）を決定します。

決定した訓練生は、三重県から業務委託を受けた訓練実施機関（以下「受託者」という。）が雇用します。受託者は、各受入農業法人等との協議により、訓練プログラムを作成し雇成型訓練を実施します。

受託者が受入を依頼する訓練生は、以下のすべてを満たすものとします。

- ・受入農業法人等の経営主の親族（3親等以内の者）でないこと。
- ・受入農業法人等との間に原則として過去の雇用関係がないこと。
- ・青年就農給付金（準備型）を受給中のものは、平成29年4月1日時点で受給期間が1年未満でないこと。

(2) 人材育成の期間

訓練の期間は5月から5ヵ月間とし、月20日以内、1日当たり8時間以内とします。

(3) 人材育成の中止

以下に該当する場合は、訓練を中止することがあります。

訓練プログラムと異なる条件で業務に従事させていた場合
訓練生から訓練中止の申し出があった場合

3 応募の要件

三重県内に所在する農業法人等で、農畜産物の生産業務や自らが生産した農畜産物の加工、直接販売、交流事業等6次産業化の業務のため、新たにこれらの業務に従事する人材が継続して必要であり、これらの業務により収益の向上が見込まれる者とし、以下の(1)～(6)をすべて満たすものとします。

- (1) 本事業は、中山間地域で活躍する人材の育成を目指していること、また訓練生の在住地が桑名市であることから、所在地又は主たる事業所等が桑名市またはいなべ市にあり、かつ地域振興関係5法(過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村法、半島振興法、離島振興法)の指定地域内にあること。なお、指定地域に関する詳細は、別表をご覧ください。
- (2) 農畜産物の生産のみでなく、農産物の直売、加工品の製造・販売、レストラン・農家民宿の経営等、6次産業化の取組を実施していること。
- (3) 上記(2)に伴い、新たな人材が年間通して常時必要であること。
- (4) 受託者と協議して効果的な訓練プログラムを策定し、農業法人等の業務従事を通じた訓練・指導等を的確に行えること。
- (5) 農業法人等の主たる経営者が応募時に青年就農給付金の経営開始型の給付を受けていないこと。
- (6) 三重県及び受託者が行う調査等への協力ができること。

研修実施計画書と実績を比較した「実証成果報告書」(別途依頼)の提出

事業の実証に向けた調査

事業終了後実施する雇用状況等に関する調査

次の関係書類の整備、及び事業が完了した日が属する会計年度の終了後5年間の保存

- ・研修生の受入にかかる書類
- ・その他農業経営や従事した内容を証する書類

会計検査

その他 三重県及び受託者が必要とする調査

4 募集期間

平成29年4月12日(水)から4月21日(金)

5 応募方法

応募にあたっては、(1)の書類(正副各1部)を平成29年4月21日(金)までに(2)へ持参又は郵送・宅送により提出してください。

(1) 提出書類

農山漁村新規ビジネス創出人材育成・確保事業訓練実施計画書(様式第1号)

登録簿謄本又は登記事項証明書等（商号、所在地、代表者、（資本金等）の事項が記載されているもの。写し可。）

（２）提出先

三重県農林水産部 担い手支援課 農業活性化推進班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

（持参の場合は、土日を除く9時から17時まで、

郵送及び宅送の場合は4月21日（金）17時必着とします）

6 受入候補農業法人等の決定

別途定める選定要領に基づき、選定委員会が提出された訓練実施計画書を審査し、新たに取り組む6次産業化の内容、新規雇用に対する意向、訓練に対する協力体制等を総合的に勘案して受入候補農業法人等を決定します。（概ね3者）

7 その他

（１）応募に要する費用は、各応募者の負担とします。

（２）提出された書類は、返還しません。

8 問い合わせ先

三重県農林水産部担い手支援課 農業活性化推進班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話：059-224-2016 FAX：059-223-1120 E-mail：ninaite@pref.mie.jp

担当：真弓

別表

特 定 地 域 指 定 一 覧 表

市町村名 (旧市町村名)		過疎地域自立促進特別措置法 三重県準過疎地域自立促進要綱 過疎地域 : 10 地域	山村振興法 指定地域数: 59 地域 (旧)市町村全域: (旧)市町村一部: 関係市町: 16	特定農山村法 指定地域数: 54 地域 (旧)市町村全域: (旧)市町村一部: 関係市町: 21	半島振興法 : 33 地域 関係市町: 16	離島振興法 指定地域数: 6 地域 関係市町: 2
桑名市	桑名市 多度町 長島町			古美		
木曾町						
いなべ市	北勢町		十社	十社		
	員弁町					
	大安町					
	藤原町		立田	白瀬、立田、西藤原		
東員町						
四日市市	四日市市 橋町					
鈴鹿市	鈴鹿市			深伊沢		
	亀山市 関町		白川、野登 加太、坂下、明	白川、野登		
菟野町						
朝日町						
川越町						
津市	津市					
	久居市			榑原		
	河芸町					
	芸濃町			河内		
	美里村		長野			
	安濃町					
	善良洲町					
	一志町					
	白山町		家城、倭 竹原、八知、八幡、多 気、下之川	倭、ハッ山		
美杉村						
松阪市	松阪市			宇気郷、茅広江、 大石、大河内		
	飯南町		粥見			
	飯高町		宮前、川俣、森、波瀬			
	菟野町		宇気郷、中郷	宇気郷、中郷		
	三雲町					
多気町	多気町			佐奈		
	勢和村		五ヶ谷	五ヶ谷		
明和町						
大台町	大台町					
	富川村		萩原、領内、大杉谷			
伊勢市	伊勢市					
	二見町					
	小俣町					
	御園村					
鳥羽市		加茂	加茂、桃取、菅島		答志島、菅島 神島、坂手島	
玉城町						
南伊勢町	南勢町		徳原、神原			
	南島町		吉津、島津			
大紀町	大宮町		滝原、七保			
	紀勢町		柏崎			
	大内山村		大内山			
度会町		小川郷、一之瀬、中川				
志摩市	浜島町					
	大王町					
	志摩町			志島		間崎島
	阿児町					
伊賀市	瑞穂町					渡鹿野島
	上野市		丸柱	花垣、丸柱、古山		
	伊賀町					
	鳥ヶ原村					
	阿山町		玉滝、丸柱	玉滝、丸柱		
	大山田村		布引、阿波			
青山町		上津、矢持				
名張市		国津	国津			
尾鷲市	尾鷲市					
	紀伊後島町		赤羽 相賀、船津			
海山町						
熊野市	熊野市		神川、五郷、飛鳥、神 志山			
	紀和町		上川、入鹿、西山			
御浜町		尾呂志	市木、尾呂志			
紀宝町	紀宝町		相野谷、御船			
	鵜飼村					
計 29 (旧 69) 市町						5 法指定地域を含む市町数: 23 市町